解散公告

当法人は、平成二十六年九月一日に社員総会決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年九月二十四日

兵庫県篠山市住吉台六六番地一二

特定非営利活動法人ゆとり

清算人　吉田　博悦

解散公告

当社は、平成二十六年九月二十二日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年九月二十四日

山口県宇部市大字上宇部吉原四七一番地の四

株式会社ゼオス宇部

代表清算人　岩田　隆

解散公告

当社は、平成二十六年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年九月二十四日

愛媛県松山市白水台六丁目三番地一

有限会社ヌー・グラフィカルアート

清算人　稗貫　利彦

解散公告

当社は、平成二十六年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年九月二十四日

福岡県北九州市小倉北区魚町四丁目一番一七号

有限会社岡崎鯨肉店

清算人　岡崎　敏明

解散公告

当組合は、平成二十六年七月二十七日開催の総会の決議により解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年九月二十四日

宮崎県宮崎市新別府町雀田一一八五番地

宮崎県青果食品加工協同組合

代表清算人　梶田徹太郎

解散公告（第一回）

当公社は、平成二十六年九月五日山梨県知事の認可により解散したので、当公社に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年九月二十四日

山梨県大月市大月二丁目六番二〇号

大月市土地開発公社

代表清算人　石井　康雄

解散公告（第一回）

当社は、平成元年十二月三日商法第四〇六条の三第一項の規定により解散したので、当社に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年九月二十四日

大阪市北区茶屋町三八番地

株式会社大丸企業

仮代表清算人　弁護士　小谷　隆幸

解散公告（第二回）

当組合は、平成二十六年八月二十六日秋田県知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年九月九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年九月二十四日

秋田県横手市駅前町一番一〇号

横手駅東口第一地区市街地再開発組合

代表清算人　齋藤　善一

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十六年八月十九日社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年九月二十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年九月二十四日

茨城県筑西市海老ヶ島二一二〇番地四

医療法人社団正清会

清算人　関谷　榮規

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十六年二月十五日開催の臨時社員総会決議により、同年八月二十八日東京都知事の認可を受け解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年九月二十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年九月二十四日

東京都荒川区町屋三丁目一番一四号中田ビル一階一〇一号室

医療法人社団富士会

清算人　小林　武司

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十六年八月三十一日社員の欠亡により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十六年九月十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年九月二十四日

千葉県館山市北条二三二五番地の一

医療法人太陽会

清算人　山崎　洋次

配当公告

山梨県甲府市上今井町二二九番地

破産者　甲府骨材生コンクリート株式会社

右の者に対する甲府地方裁判所平成十二年（フ）第二七六号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金八八三、三〇五、一九八円

一、配当することのできる金額

金二五、六九七、八〇九円

平成二十六年九月二十四日

山梨県甲府市中央一丁目八番六号今井ビル二階早川法律事務所

破産管財人　弁護士　早川　正秋

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道函館市弁天町一一番地八、最後の住所北海道北斗市向野一六九番地

被相続人　亡　中嶋　秀司

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年九月二十四日

北海道函館市松陰町一九番一七号

相続財産管理人　司法書士　國谷　大輔

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍青森市港町二丁目六番地、最後の住所青森市栄町二丁目五番一二号

被相続人　亡　中田　芳貞

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年九月二十四日

青森市長島二丁目一番五号みどりやビルディング四階　岩谷法律事務所

相続財産管理人　弁護士　伊藤　貴大

相続債権者受遺者への請求申出の催告

国籍韓国、最後の住所岩手県上閉伊郡大槌町安渡一丁目一番一一号

被相続人　亡　山中仙吉こと　玉　岩又

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年九月二十四日

事務所岩手県遠野市東穀町八番一三号　遠野ひまわり基金法律事務所

相続財産管理人　弁護士　上山　直也